

## 季節による燃料使用基準

昭和 47 年 11 月 30 日  
福岡県告示第 1222 号の 2

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十五条第三項の規定に基づき、大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）別表第四第十一号に定める区域に係る燃料使用基準を次のように定め、公布の日から施行する。

- 一 燃料のいおう含有率の許容限度は、1.0 パーセント以下とする。ただし、排煙脱硫装置が設置されているばい煙発生施設に係るものについては、当該排煙脱硫装置の補集効率に応じたものとする。
- 二 いおう酸化物に係るばい煙発生施設を設置する者が前号に規定する基準に適合する燃料を確保することが著しく困難であると認められる場合は、前号の規定にかかわらず、通常使用される燃料の一時間当たりの使用量の許容限度は通常使用される燃料の量に、前号に規定するいおう含有率を通常使用される燃料のいおう含有率で除して得た数値を乗じて得た量以下とする。
- 三 この燃料使用基準の適用期間は、十二月一日から翌年三月三十一日までとする。